

裁判員裁判における量刑審理・評議に関する 心理学的考察

佐伯昌彦
(千葉大学法経学部)

キーワード：手続二分・量刑分布グラフ・コミットメント

問題の所在

裁判員裁判のもとで、裁判員は、裁判官とともに量刑判断をも行うこととされている（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 6 条 1 項）。ここでは、裁判員が関与する量刑審理や量刑評議の在り方を検討するうえで参考となる知見を提供するために、心理学の観点から、いくつかの考察を行うこととする。

とは言え、量刑審理や量刑評議の在り方を検討するうえで、考察するべきポイントは数多く存在する。本稿において、その全てについて検討を加えることは不可能であるので、手続二分論的運用と量刑分布グラフという 2 つの具体的な問題に絞って検討を加えることとする。

手続二分論的運用の考察

裁判員裁判における量刑審理の在り方を検討するにあたって、ここでは、手続二分論的運用の問題に焦点を当てることとする。近年、裁判員裁判において手続二分論的運用の実践を提唱する議論があるが、これは、主として、被告人の罪責判断を適正化すべきであるということ、その主張の根拠としている（杉田, 2012）。ここで、手続二分論的運用が被告人の罪責判断の在り方に及ぼす影響について検討することの重要性は認めつつも、そのような運用が、量刑判断の場面ではどのように作用するのかについても検討しておく価値があるだろう。ここでは、検討を進める足掛かりとして、アメリカにおける Capital Jury Project (CJP) の知見を見てみる。

CJPにおいては多くの知見が示されているが¹、本稿の問題関心との関係で重要な知見としては、以下の諸点を指摘することができる。まず、手続が二分されていることが、実際の陪審員の判断過程をも二分していることにはならないことが指摘されている。すなわち、量刑審理が始まる前に、一定の量刑意見を形成している陪審員が、少なからぬ割合で存在している（Bowers, 1995, p.1089; Bowers, & Foglia, 2003, pp.56-57; Bowers, Sandys, & Steiner 1998, pp.1518-1521; Sandys 1995, pp.1192-1193）。そして、量刑審理が開始される以前に一定の量刑意見を形成している陪審員の内訳を見ると、どちらかと言えば、終身刑が適当であるとの判断に傾いている者よりも、死刑が適当であるとの判断に傾いている者の方が多いことが指摘されている。この点は、とりわけ、ケンタッキー州における調査結果に依拠した Sandys (1995, pp.1192-1193) によって指摘されている。複数の州での調査結果に依拠した場合には、この傾向はそれほど顕著ではないようにも見受けられるが、やはり、量刑審理以前に一定の量刑意見を形成している陪審員のなかでは、終身刑に傾いている陪審員よりも、死刑に傾いている陪審員の方が多い可能性が、指摘されている（Bowers et al., 1998, pp.1487-1489, p.1494）。さらに、量刑審理開始以前に、一定の量刑意見を形成している陪審員の大多数が、その意見に強い自信を有していることが示されている（Bowers, 1995, pp.1089-1090; Bowers & Foglia, 2003, p.57; Bowers et al., 1998, pp.1489-1490; Sandys, 1995, pp.1193-1194）。そして、実際に、早期に量刑意見を形成している陪審員は、その後も、その

意見を一貫させる傾向が強い (Bowers & Foglia, 2003, pp.57-58; Bowers et al., 1998, pp.1491-1494)。これらの知見を踏まえるならば, Sandys (1995, p.1193) が指摘するように, 有罪・無罪の審理を経て, 陪審員は死刑判断に傾いた心証を抱くようになり, それが, 量刑審理において提出される証拠の見方を規定するという可能性が考えられるかもしれない。

ここで検討したいことは, Sandys (1995, p.1193) が指摘するような, 陪審員の判断傾向が生じるメカニズムは何であるのかということと, それと手続二分との関係がどのようなものであるかということである。1つの可能性として, この問題を確証バイアスの観点から捉えることが許されるであろう。確証バイアスとは, 推論や判断を行う際に有している一定の予期が, 推論や判断を, その予期する方向に歪めるバイアスのことである (工藤, 2005, pp.33-34)。もし, ここでの問題を確証バイアスの観点から捉えるならば, 以下のように指摘することができるだろう。すなわち, 被告人の有罪を支持する証拠から, 被告人が重い刑に値するとの予期が形成され, そのことから, 量刑審理において被告人にとって不利なバイアスが生じるかもしれないということである²。もちろん, 被告人の有罪を支持する証拠から, そのような予期が形成されるか否かは, 事案によって異なり得ることに注意しておく必要がある。

しかしながら, 確証バイアスの問題は, 手続二分論的運用を行うか否かにかかわらず生じ得る問題であると言うことができる。なぜならば, 犯罪事実に関しないことが明らかな情状に関する証拠の取調べは, 犯罪事実に関する証拠の取調べと区別して行うように努めることが定められており (刑事訴訟規則 198 条の 3), 確証バイアスの問題は, このような証拠の順序によっても生じうるものだからである。この点で, 被告人の有罪・無罪を決めるための審理において陪審員が形成したストーリーは³, その後においては変更されにくいものであり, また量刑を決めるにあたっても重要な含意があることが指摘されている (Hans, 1988, p.162)。すなわち, 確証バイアスの観点に注目するのであれば, それを手続二分論的運用固有の問題として捉えることは, 難しいであろう。

他方で, 被告人の罪責について一定の判断を明示することが, その後の量刑審理における情報処理等のバイアスにつながる可能性を問題とすることもできる⁴。日本において提案されている手続二分論的運用の文脈に即して表現するならば, 中間評議において被告人が有罪であるとの立場を明らかにすることが, その後の量刑審理や量刑評議における認知や判断等におけるバイアスにつながるかもしれないということである。もし, そうであるとすると, これは, 手続二分論的運用に固有の問題であると捉えることができるかもしれない。このような問題は, コミットメントの効果として把握することが可能であろう。陪審評議の場面においても, 自分の立場を明示するというコミットメントの効果了指摘する研究 (Kerr & MacCoun, 1985) があることからすれば, 裁判員裁判における手続二分論的運用についても, コミットメントという観点から検討を加えていくことに, 一定の価値があるように思われる。もっとも, ここでのコミットメント効果は, 被告人が有罪であるとの立場を明確にすることによって生じるものであるが, 被告人が有罪であることの意味は多様であり得る。すなわち, 量刑審理や量刑評議において, 例えば, 被告人に不利な方向での情報処理・意思決定のバイアスが発生しうるのは, 被告人を重く処罰すべきであるという方向性を持つような, 被告人の有罪という立場へのコミットメントであると予測される。したがって, ここにおいて指摘するコミットメント効果の方向性は, 事案の内容如何にもよってくるであろう。

以上の検討を踏まえるならば, 手続二分論的運用が量刑判断に及ぼす影響については, それをコミットメント効果の観点から研究していくことに, 一定の意義があると考えられる。もっとも, ここで指摘したようなコミットメント効果があるか否かは, 今後の実証的な課題であることはもちろんであるが, そのような効果が実証されたとしても, 直ちに手続二分論的運用への批判につながるものではないことに留意されたい。すでに述べたように, 現在の手続二分論的運用の主張の力点は, それによる被告人の罪責認定の適正化にある。そうであるとすれば, ここで指摘したコミットメントの問題があるとしても, なお手続二分論的運用を

実施することが適切であると主張することは、可能であろう。他方で、コミットメントに関する問題を踏まえて、そのような問題を最小限度に抑えるようなかたちで手続二分論的運用を実施するためにはどのような方策が考えられるか、ということを検討する方向性もあり得ると思われる。

量刑分布グラフの考察

量刑評議に関して本稿で取り上げる課題は、量刑分布グラフの問題である。裁判員が量刑意見を形成するにしても、何らかの具体的な量刑資料が必要であることから、裁判員には、量刑検索システムに基づいて出力される量刑分布グラフが示されることとなっている（最高裁判所事務総局刑事局 2009, p.35; 司法研修所 2012, pp.25-26）。ここで、裁判員に具体的な量刑意見を形成してもらうために量刑分布グラフを示すこと自体に大きな反対はないようであるが、問題は、そのタイミングである。つまり、それを裁判員が量刑意見を述べた後に示すのか、それともその前に示すのかという点について、両様の考え方があったようである（最高裁判所事務総局刑事局 2009, p. 35）。この点で、伊藤・前田（2010, p. 378）は、量刑分布グラフについて、裁判員が量刑意見を述べる前に示すべきであるとしている⁵。そして、その理由として、「いったん口に出した意見については固執したくなる人もいる」（伊東・前田 2010, p.378）ことに触れている。これは、まさにコミットメント効果への懸念の表明であると評価することができよう。そうであるとすると、量刑評議の場面においても、コミットメント効果に着目した研究を行うことが、量刑分布グラフの提示のタイミングについて考えるうえで、一定の参考となる知見を提供するものと考えられる。例えば、量刑分布グラフを示す前に裁判員が自身の量刑意見を述べることで、コミットメント効果を生じさせるのか否か、生じさせるとして、その強度はどの程度であるかを調べることは、量刑分布グラフを示すタイミングを検討する際に、このコミットメントの問題をどの程度意識する必要があるかについての情報を提供してくれるであろう。その結果として、やはりコミットメント効果を避けるべく、先に分

布グラフを示すべきということになるかもしれない。逆に、コミットメント効果がそこまで強固ではないということになれば、むしろ、裁判員の評議への満足度という観点から、分布グラフを示す前に自由に意見を表明する機会を付与した方が良いということになるかもしれない。もちろん、そのように主張する場合には、その前提として、そのような機会の提供が、裁判員の評議への満足度を高めるということが示されている必要がある。いずれにせよ、この量刑分布グラフの問題についても、コミットメントの観点から研究してみることの意義自体は、残されているように思われる。

コミットメント効果

以上までに、手続二分論的運用と量刑分布グラフについて、心理学的な観点、とりわけコミットメントの観点から検討を加えてきた。もっとも、以上の考察は、心理学における知見や、アメリカにおける CJP に依拠しながら考察したものであり、今後は、裁判員裁判を対象とした実証的な検証が必要であることは論を待たない。

したがって、ここでの考察結果は、あくまで探索的なものに過ぎない。しかしながら、人間科学に関する知見を援用しながら、裁判員裁判に関連する問題を検討することに意義があることは示せたように思われる。以上のような問題提起を踏まえて、実証的な観点から、さらに研究を進展させることが、今後の課題である。

引用文献

- Bowers, W. J. (1995). The Capital Jury Project: Rationale, Design, and Preview of Early Findings. *Indiana Law Journal*, 70, 1043-1102.
- Bowers, W. J., & Foglia, W. D. (2003). Still Singularly Agonizing: Law's Failure to Purge Arbitrariness from Capital Sentencing. *Criminal Law Bulletin*, 39, 51-86.
- Bowers, W. J., Sandys, M., & Steiner, B. D. (1998). Foreclosed Impartiality in Capital

Sentencing: Jurors' Predispositions, Guilt-Trial Experience, and Premature Decision Making. *Cornell Law Review*, **83**, 1476-1556.

Hans, V. P. (1988). Death by Jury. In K. C. Haas, & J. A. Inciardi (Eds.), *Challenging Capital Punishment: Legal and Social Science Approaches*. Newbury Park: Sage Publications. pp.149-175.

伊藤雅人・前田巖 (2010). 裁判員との量刑評議の在り方 原田國男判事退官記念論文集刊行会 (編) 原田國男判事退官記念論文集 新しい時代の刑事裁判 判例タイムズ社 pp.371-382.

Kerr, N. L., & MacCoun, R. J. (1985). The Effects of Jury Size and Polling Method on the Process and Product of Jury Deliberation. *Journal of Personality and Social Psychology*, **48**, 349-363.

岩田太 (2009). 陪審と死刑 信山社

工藤恵理子 (2005). 社会的推論 唐沢かおり (編) 社会心理学 朝倉書店 pp.29-50.

Pennington, N., & Hastie, R. (1991). A Cognitive Theory of Juror Decision Making: The Story Model. *Cardozo Law Review*, **13**, 519-557.

Sandys, M. (1995). Cross-Overs –Capital Jurors Who Change Their Minds about the Punishment: A Litmus Test for Sentencing Guidelines. *Indiana Law Journal*, **70**, 1183-1221.

最高裁判所事務総局刑事局 (2009). 模擬裁判の成果と課題：裁判員裁判における公判前整理手続、審理、評議及び判決並びに裁判員等選任手続の在り方 判例タイムズ, **1287**, 8-52.

酒巻匡・大澤裕・菊池浩・後藤昭・栃木力・前田裕司 (2012). <座談会>裁判員裁判の現状と課題 論究ジュリスト, **2**, 4-42.

司法研修所 (編) (2012). 裁判員裁判における量刑評議の在り方について 法曹会

杉田宗久 (2012). 裁判員裁判の理論と実践 成文堂

¹ CJPについては、岩田 (2009) による紹介が詳しい。

² なお、初期の判断を一貫させる陪審員の傾向について、Bowers et al. (1998, p.1493) は、量刑審理における証拠や主張を、彼らが重視していない可能性を示すものであるとしている。しかし、確証バイアスの観点からは、むしろ、自分の予期した判断に沿った情報を積極的に取り入れた結果、当初の判断に固執しているということになる。いずれの説明が正しいかについて、ここで確定することは難しいように思われる。

³ 被告人の罪責判断に際して、陪審員は、一定の動機等に基づく事態の連鎖というストーリーを構築するように証拠を評価していくことを指摘するものとして、Pennington & Hastie (1991) を参照されたい。

⁴ Sandys (1995, p.1193) は、被告人の罪責に関する自身の立場を明示することの効果については触れていない。しかしながら、手続二分のもとでは、陪審員は、被告人が有罪であるとの立場を明示してから量刑審理に臨むこととなるので、ここで指摘する問題状況は、アメリカの陪審制度においても当てはまるであろう。

⁵ 現在の実務運用について、量刑の大体の感覚を裁判員につかんでもらうために、量刑評議に入った際に、まずは量刑検索システムを見てもらうということが多いとの裁判官の指摘がある (酒巻・大澤・菊池・後藤・栃木・前田 2012, p.22 栃木発言)。